

# 補助対象内容

補助対象の項目は、  
大きく4つに  
分けられています。

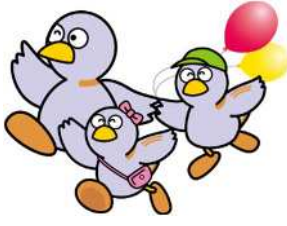



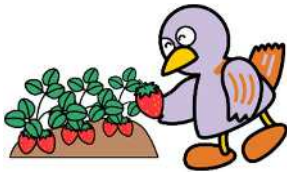




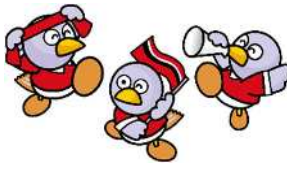





レジャー

文化・芸術




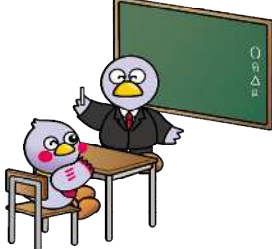
スポーツ

自己啓発

<補助対象例>

レジャー		文化・芸術	
遊園地の入場料	旅行時の宿泊費	美術館の入館料	華道教室の月謝
			
いちご狩り	日帰り温泉	観劇チケット代	発表会参加料
			
スポーツ		自己啓発	
ゴルフ場の利用料金	サッカー観戦チケット代	各種講座の受講料	資格試験受験料
			
マラソン大会参加料	バッティングセンター	<div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="text-align: center;"> <p style="font-size: 24px; margin: 0;">詳しい補助対象内容 は次のページから</p> </div>  </div> <p style="text-align: right; font-size: 12px; margin-top: 5px;">「コバトン」</p>	
			

# 補助対象内容一覧

分類	No.	補助対象内容	対象	家族分 合算	対象とならないもの	
レジャー	①	遊園地、テーマパーク、動物園、水族館、日帰りの温泉、スーパー銭湯、ロープウェイ、ケーブルカー等	入場料 入園料 利用料	○	施設でのマッサージ、エステ、あかすり、リラクゼーション、ヘアカット等の料金  	
			年間パス 回数券	×		
	②	宿泊施設、キャンプ場等の宿泊料	宿泊代 ツアー料金	○		交通費、ガソリン代、駐車場代、レンタカー代  
	③	ものづくり体験、乗馬体験等	体験料 利用料	○		
④	バスツアー、遊覧船、いちご狩り等	参加料 利用料	○			
文化・芸術	⑤	コンサート ミュージカル 映画、演劇、歌舞伎 演芸、お笑いライブ 美術館、博物館 神社仏閣等	入場料 入館料 拝観料	○	祈禱料、初穂料等（お守りや御朱印等にかかるもの含） 音声ガイドレンタル料、 目録代、パンフレット代等  飲食代、宴会代  お土産やグッズ等の 物品購入代  コインロッカー代、 シャワー代  道具や用具、ウェア等の レンタル代	
			年間パス	×		
	⑥	華道、茶道、書道教室、陶芸教室、ピアノ教室等	体験料 会費 月謝	×		
	⑦	展覧会、発表会、コンクール等への参加、出場	出展料 参加料	×		出展料に含まれない搬入・搬出にかかる送料、梱包料等 発表会の衣装、ヘアメイク代等
スポーツ	⑧	スポーツ観戦	観戦 チケット代	○		
	⑨	ゴルフ場 ボウリング場 テニスコート スキーリフト バッティングセンター スキューバダイビング等	プレイ 料金	○		
		スポーツジム等	会費	×		オプションのシューズやタオル等のレンタル代、 水素水代等
	⑩	スポーツ大会参加	参加料	×		
自己啓発	⑪	各種講座、スクール、検定講習等	受講料	×		
	⑫	検定受験料	受験料	×		公費負担の検定料等

※合算できる家族は会員の二親等以内です。

## 「この場合は対象になるのかな？」

会員の皆さまからの質問を基に解説します。



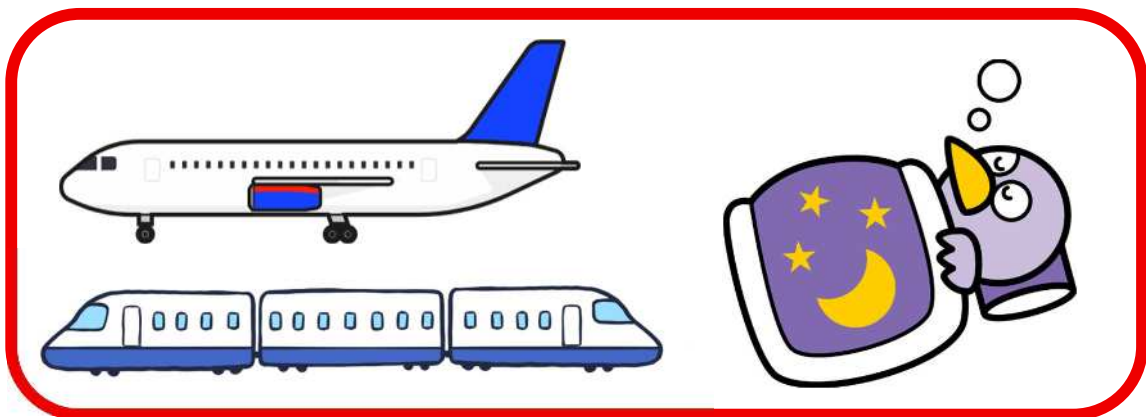
### レジャー関連

#### ★ツアー、旅行代金について

新幹線、航空券等とホテルがセットになっていて各々の料金が記載されていない場合は全額対象となり請求可能です。それぞれ別々に購入した場合や、明細に何が幾らか記載されている場合、ホテルの宿泊代や室料は対象となりますが、新幹線代や航空券代は対象外となります。

宿泊代や室料だけで5,000円以上であれば請求可能ですが、予約や入金をした日ではなく、旅行が終わってから請求してください。

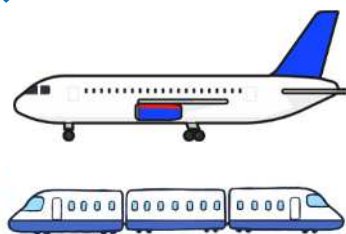
新幹線や航空券とホテルがセットになったパック ○



宿泊代 ○



新幹線、航空券等  
交通費 ×



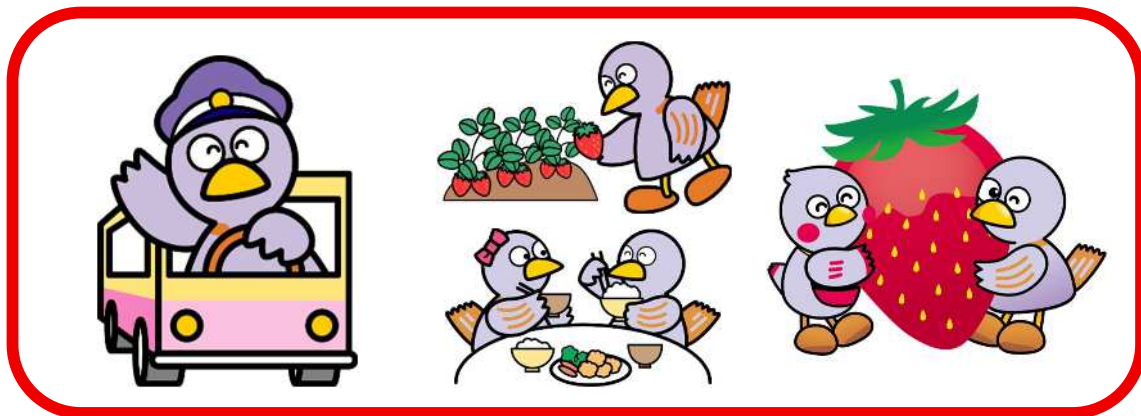
「コバトン」



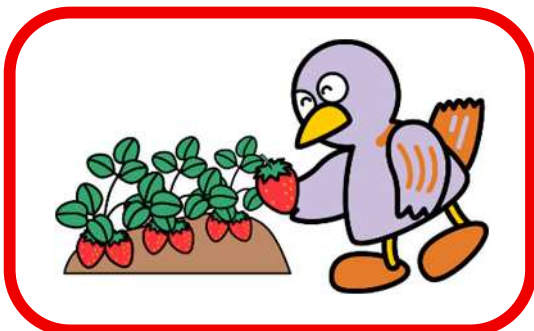
別々に購入した場合や、同じ旅行代理店で購入しても明細に「ホテル代」「航空券代」とそれぞれの料金が記載されている場合は「ホテル代（宿泊代）」のみが対象となります。

例) 昼食&お土産付いちご狩りバスツアー→全額対象  
 自動車で目的地まで移動→ガソリン代、駐車場代は対象外  
 いちご狩り料金→対象、昼食→対象外、お土産代→対象外

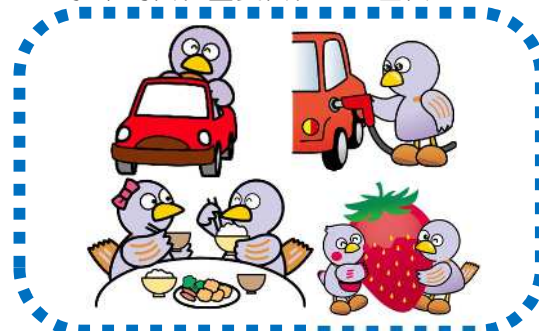
いちご狩りバスツアー 昼食&いちごのお土産付き ○



いちご狩り ○



レンタカー代、ガソリン代、  
 駐車場代、昼食代、お土産代 ✕



ツアーではなく個別に手配した場合は、「いちご狩りの料金」のみ対象

【同じバスなのに対象になるものと対象にならないものがあるの?】



バスツアーや貸し切りのバスは対象です。  
 夜行バス(高速バス)や路線バスは、単純に目的地までの移動手段なので交通費となり対象外です。(高速バスとホテルがセット料金になっている場合は対象です)

ケーブルカーや遊覧船等は乗ること自体がレジャーとみなされるので対象です。公共交通機関としての電車や飛行機等は移動のための交通費なので対象外です。(ホテルとセット料金の場合は対象です)

★宿泊施設の定義について

ネットカフェ、漫画喫茶等はレクリエーション補助請求の宿泊施設には該当しません。テント等を含む屋根のある場所で寝具を用いて休息することができる場所が対象になります。民泊、寝台列車、カーフェリーは対象となります。

(カーフェリーは本人が乗っていて宿泊を伴う場合のみ対象で、自動車の運搬としての利用は対象外になります)

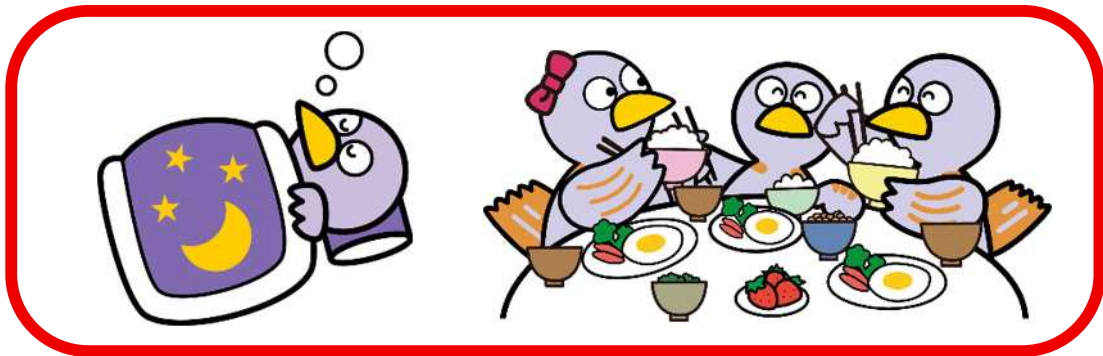
★宿泊施設について。

例) 1泊朝食付 5,500 円→全額対象

室料 4,500 円→対象、朝食ビュッフェ 1,000 円→対象外

一見、同じ金額と内容ですが、料金が別々になっている場合は室料が5,000 円未満なのでこれだけでは請求できません。他の500 円以上の対象の領収書と合算することで請求可能となります。

1泊朝食付 5,500 円 ○



朝食付プランの場合は 5,500 円全額対象

室料 4,500 円 ○



朝食ビュッフェ 1,000 円 ✕



料金が別々の場合は 4,500 円のみ対象

## 文化・芸術関連

★美術館、博物館、映画、演劇等の鑑賞（観賞）について

例）パンフレット付鑑賞券 6,000 円→全額対象

鑑賞券 4,000 円→対象、パンフレット 2,000 円→対象外

これも一見同じ金額と内容ですが、料金が個別に設定されているので、別途 1,000 円以上の対象の領収書と合算する必要があります。

※美術品の画集や写真集、博物館の DVD を購入、レンタルして観賞する費用は対象外です。映画や演劇等の鑑賞として、DVD を購入、レンタルした場合の費用も対象になりません。サブスクリプションの加入、会費等の料金も対象外です。

★券売機での購入について

領収書を発行してもらえるかどうか、施設によって扱いが違いますので、購入前に施設の方に確認してください。

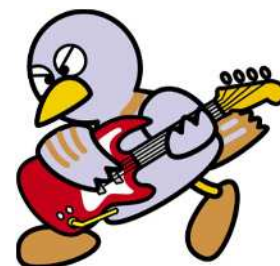
★年間パスポート、回数券について

会員分のみ対象で家族の分は合算できません。また、購入日は2月中でも初回利用日が4月以降の場合は翌年度分の請求対象となります。初回利用日が3月の場合は対象になりません。

★コンサートや観劇について

ファンクラブやプレイガイド等で、数ヶ月前に予約、入金をした場合、すぐに請求される方がいらっしゃいますが、利用日はコンサートや観劇の当日

になりますので、終了後に請求可能となります。コンサート当日までに年度をまたぐ場合は翌年度分の対象となりますので、今年度は他の対象のもので請求してください。開催日が3月の場合はどちらの年度も対象になりませんので、他の対象のものを探してください。予約日や領収日ではなく利用日が基準となります。



## スポーツ関連

★ゴルフの食事付プランについて

差額を払ってセット以外のメニューに変更した、セットではないドリンクを注文した場合の追加料金分は対象外です。

※セット料金内での飲食は各々の金額が明確でない場合、対象となります。

★スキーのリフト券について

リフト券と板、ウェアがセットになった1日券等は全額対象になりますが、別々の場合はリフト券のみが対象となります。

★マラソン大会等、スポーツ大会への参加について  
参加エントリーの代金は対象となりますが、入金  
が完了した時点ではなく、大会が終了してから請求  
をお願いいたします。大会の日が利用日となります  
ので、3月に開催される場合は対象となりません。  
※参加記念品についても、エントリー料金に含まれている  
場合は対象ですが、別途購入の場合は対象外となります。



「さいたまっち」

### 自己啓発関連

#### ★各種講座について

独学でテキストを購入して勉強する場合のテキスト代は対象になりません。また、通学、通信で受講される場合も、授業料やコース料にテキストが含まれている場合は対象となりますが、別途購入する場合は対象外です。オンラインで受講する際の通信料も対象外です。

#### ★一部公費で受講料が補助される場合について

自己負担額が5,000円を超えた場合も、公務に伴う公費との判別が難しいため対象外です。

## 補助対象外の内容

- ・ 公務に伴う費用
- ・ 物品の購入費（土産、記念品等も不可）
- ・ 飲食費・交通費（宿泊パック等に含まれているものを除く）
- ・ 光熱水費、燃料費、通信費（オンライン受講の通信料等）
- ・ 美容院、エステ、マッサージ（ホテルやスーパー銭湯内併設の物含む）
- ・ カラオケ、ネットカフェ、メイドカフェ、動物カフェ、雀荘
- ・ 金券の購入、ICカード、電子マネー等の入金、チャージ金  
※チャージした電子マネー等で対象施設のチケットを購入した場合のチケット代は対象となりますが、単にチャージしただけでは対象になりません。
- ・ 保育補助（ベビーシッター含む）・家事補助のサービス利用料
- ・ ペットにかかる費用（ペットと泊まれるホテルのペット分の宿泊代等）
- ・ 公序良俗に反するものやギャンブルに係る費用など
- ・ 当該事業の趣旨から補助対象として相応しくないもの

